## 伯耆町町長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 町長交際費(以下「交際費」という。)は、町長又はその代理の者が行政執行のため町 を代表して外部との交際上、特に必要と認める場合に支出する経費であり、交際費の支出 の適正化を図るため、交際費の支出に関し基準を定める。

(責務)

第2条 交際費の支出にあたっては社会通念上、妥当と認められる範囲内で必要最小限の金額となるよう努めなければならない。

(支出先)

- 第3条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。
  - (1)伯耆町の事務事業に直接かつ親密な関係にあるもの
  - (2)伯耆町政の進展に功績があったもの
  - (3)災害、事故等にあったもの
  - (4)前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたもの

(支出項目等)

第4条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げる事項について支出する ことができるものとする。

支出項目	支出内容	支出金額
会 費	各種団体の懇親会等を目的として開催	会費相当額
	される会合に係る経費	
慶 祝	慶事及び総会等各種行事のお祝いに係	20,000 円以内
	る経費	
弔 意	葬儀等における生花、香典に係る経費	伯耆町弔意基
		準による
接 遇	来客を応接するための経費及び記念品	実費相当額
	に係る経費	
謝 意	町政協力者及び視察訪問先等に対する	適宜対応
	謝意に係る経費	
その他	町政の運営において町長が適当と認め	適宜対応
	る経費	

第5条 この基準については、常に社会通念に沿うとともに町民感覚に合致したものとなるよう、 社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

(公表)

第6条 この基準は公開し、また、この基準に基づく交際費の支出内容について公表する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行し、同日以降において支出する交際費から適用する。